

第 5687 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月 7日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

政治家主催のパーティー費用

Q：政治家の主催するパーティー券を購入しましたが、この費用は、どのような取扱いになりますか？

A：原則的には寄付金ですが、交際費になる場合もあります。

【解説】

政党主催のパーティー等の会費や、「〇〇君を励ます会」の会費などは、パーティー費用という名目のもとで、政党等の資金作りをしているものが一般的です。

したがって、これらパーティー券の購入費用は、政治献金と何ら変わるところがなく、原則的には、その全額が寄付金として取り扱われることとなります。

しかし、細かくみると、パーティー費用の中には、実際の会食等の費用部分も含まれており、また、会社と政党等とのお付き合いの性格も有しているため、そのパーティーのいわゆる実費部分は交際費、残りの部分は寄付金とすることも認められています。

また、購入したパーティー券を得意先に配ったというような場合は、得意先に対する贈答となりますので、寄付金にはならず交際費として取り扱われます。

